

ノーマイカーデー実施要項

1 目的

日ごろマイカーで通勤している皆さんから、バス等の公共交通機関、徒歩、自転車などにより通勤をしてもらう日（以下「ノーマイカーデー」という。）として設定し、自動車に過度に依存するライフスタイルを見直し、一人ひとりが上手な自動車の使い方を考え、実践、体験することで地球温暖化の防止に貢献する行動の輪を広げていくことを目的とします。

2 実施主体 三条市

3 実施期間 平成22年4月から

4 実施日 毎月19日（ノーマイカーで行く日）を含む週、任意で他の日に実施も可

5 参加の対象者

参加は、事業所単位とします。ただし、勤務している事業所が参加していない場合は、個人で参加することができます。

6 参加の登録

ノーマイカーデーに参加する事業所（以下「参加事業所」という。）及び個人（以下「参加事業所等」という。）は、ノーマイカーデー参加登録票を市長に提出するものとします。

7 実施の方法等

(1) 市内の事業所へマイカーで通勤している方を対象とし、商用車両で通勤している方は対象外とします。

(2) 参加事業所は、業務等に支障のない範囲内で実施者を募るものとします。ただし、次に掲げる場合に該当する方については、参加事業所の判断において実施者から除外することができます。

ア 事業所から最寄りの駅又はバスの停留所までの距離が相当離れている場合

イ 公共交通機関の運行時間が勤務時間と合わない場合

ウ 身体の障がいなどにより、公共交通機関などを利用することが困難な場合

エ その他事業所の責任者が参加を不相当と判断する場合

(3) 実施者は、実施日においてマイカーの代わりに、次に掲げる方法で通勤を行うものとします。

ア バス又は電車

イ 徒歩

ウ 自転車

エ オートバイ

オ 相乗り（普段の通勤経路を変更しない相乗りとします。）

8 実績の報告

参加事業所等は、ノーマイカーデーの実績を毎月末日までにノーマイカーデー実績報告書に次に掲げる事項を記入し、市長に提出するものとします。

(1) 実施日

(2) 実施者

(3) 実施者の往復通勤距離

9 公表

市は、参加事業所等及びノーマイカーデー実績報告書の結果を公表するものとします。